



# 耐震対策事業

市では、将来の大地震に備え、耐震性の向上のため、耐震診断、耐震補強工事費・解体撤去工事費の補助事業を行っています。

## 木造住宅耐震診断

**対象** 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工の  
木造住宅（3 階建て以下）  
※その他にも条件があります。

**無料**

## 解体撤去工事

**対象** 耐震診断によって基準を  
満たさなかった住宅の解  
体撤去

**最大 30 万円補助**

耐震診断の結果、耐震基準を満たさなかった場合、「解体・撤去」、「耐震補強+リフォーム」の補助が受けられます。

## 耐震補強+リフォーム

**【耐震補強】**  
**対象** 耐震基準を満たすために主要な構造部分  
を補強する工事（壁、柱など）

**最大 110 万円補助**

**【リフォーム】**  
**対象** 耐震補強工事以外の改修工事  
（風呂、トイレなど）

**最大 40 万円補助**

# 空家対策事業



空き家の活用が進むよう、亀山市へ転入される方が空き家に居住し、改修される場合の補助を行っています。

## 空き家リノベーション 支援事業

**対象** 県外からの転入者の方が、空き  
家を改修する場合

**最大 150 万円補助**

## 空き家リフォーム 支援事業

**対象** 市外からの転入者の方が、空き  
家を改修する場合

**最大 50 万円補助**

補助金は、工事前に市へ申請が必要です。その他にも条件があります  
のでお問い合わせください。

